

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 区民部経済課産業振興係
問合せ先 03 - 5803 - 1173

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	キャッシュレス決済ポイント還元事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区キャッシュレス決済ポイント還元事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	令和	2	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	終了予定年月		
見 直 し 年 月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	4産業経済費	1商工費		2商工振興費		11商店街振興対策		1商店街振興対策事業		120
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	文京区商店街連合会がキャッシュレス決済事業者と連携して実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業に対し補助金を交付することにより、区内の店舗の販売促進と新しい生活様式に適したキャッシュレス決済の普及促進を図り、もって商店街の活性化と区内産業の振興に寄与することを目的とする。					
補助事業等の内容	文京区商店街連合会がキャッシュレス決済事業者と連携して実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業に対し補助を行う。					
補助対象経費の内容	(1)文京区商店街連合会と連携するキャッシュレス決済事業者が区内店舗においてキャッシュレス決済を行った者に対して還元したポイントについて文京区商店街連合会が負担する経費 (2)文京区商店街連合会が本事業の実施に係る事務に要した経費					
補助事業者等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京区商店街連合会					
補助金の算出	☒ 定率 { 補助率 10/10(上限あり) } ☐ 定額 { 補助額 } ☐ 補助単価 { 補助単価 単位 } ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入] 実支出額で予算の範囲内 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における使途の確認方法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☒ 成果物 ☐ その他 { }					
補助・単独の状況	☒ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	負担割合 上乗せの内容・理由	区	国	都	補助対象者

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	314,429	726,736	553,174	165,244
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	301,606	594,534	393,463	0
その他	0	0	0	0
一般財源	12,823	132,202	159,711	165,244
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	-	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	本補助金によるキャンペーンの認知度は年々高まってきており、令和5年度においては、事業期間中における売上規模が30億円を超えるなど、物価高騰等の影響を受けている個店の販売促進及び商店街の活性化につなげることができた。また、物価高騰下における消費喚起に大きく貢献した。
課題	キャッシュレス決済に馴染みの薄い高齢者等を支援していく必要がある。
今後の方向性	本事業を継続的に実施するとともに、高齢者等を対象としたキャッシュレス決済に関する研修会や高齢福祉課等と連携した事業の周知啓発により、キャッシュレス決済を浸透させていくことで、取扱い店舗、利用者を増やしていき、商店街の活性化及び個店の販売促進につなげていく。